

「次世代育成支援対策推進法」に基づく  
一般事業主行動計画の策定について

この度、第二回行動計画の期間満了に伴い、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、新たに行動計画を策定しました。

計画は以下の通りです。

三和倉庫行動計画

社員がその能力を十分に発揮することができ、また仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、以下の行動計画を策定する。

計画期間 2020年4月1日～2022年3月31日の2年間

【目標1】 個人の単年度年次有給休暇取得率を平均40%以上にする。

<対策>

2020年4月～年次有給休暇取得率及び今後の課題の調査。

2021年4月～課題を踏まえ個人の有給休暇取得率上昇のための措置を講ずる。

【目標2】 時間外労働を削減するための措置を講ずる。

<対策>

2020年4月～個人の時間外労働時間についての調査、時間外労働についての情報を各部署と共有する。

2021年4月～前年の実績をふまえ、時間外労働削減のための施策を考え、実施する。

以上